税務訴訟資料 第271号-146 (順号13648)

東京高等裁判所 令和●●年(○○)第●●号 二重課税された納付済源泉所得税の還付請求控訴 事件

国側当事者・国

令和3年12月23日棄却・確定

(第一審・東京地方裁判所、令和●●年(○○)第●●号、令和3年7月16日判決、本資料27 1号-86・順号13588)

判 決

控訴人 A有限会社

同代表者取締役 甲

被控訴人

同代表者法務大臣 古川 禎久

同指定代理人 江原 謙一

野間 隆一朗

同 中村 秀利

同 岩﨑 友紀

同 大内 雄統

同 尾形 信周

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

- 第1 控訴の趣旨
 - 1 原判決を取り消す。
 - 2 被控訴人は、控訴人に対し、2050万6056円並びにうち61万円、うち61万円、うち26万円、うち26万円、うち440万円、うち550万円、うち440万円及びうち443万円に対する市川税務署長が過誤納の事実を確認した日(本件の判決確定日)の翌日から起算して1月を経過する日の翌日からその還付のための支払決定の日又はその充当の日までの年7.3パーセントの割合(当該割合よりも租税特別措置法93条2項に規定する特例基準割合の方が低いときは、その特例基準割合)による各金員(100円未満の端数があるとき又はその全額が1000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てた後のもの)を支払え。
- 第2 事案の概要(略語は、新たに定義しない限り、原判決の例による。以下、本判決において同じ。)
 - 1 本件は、控訴人が、甲(以下「本件代表者」という。)、乙(以下「本件妻」という。)、 丙、丁(なお,現在の氏名は「戊」である。以下同じ。)及びB(なお、現在の氏名は「C」

である。以下同じ。また、丙、丁及びBを併せて「本件子ら」といい、本件代表者、本件妻及び本件子らを併せて「本件各役員」という。)に対する平成26年1月分ないし平成29年12月分(以下「本件各月分」という。)に係る給与等合計7590万円(以下「本件各役員給与等」という。)について源泉所得税等(源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税をいう。以下同じ。)合計2050万6056円(以下、控訴人が本件各役員給与等について徴収して納付したこれらの源泉所得税等を「本件各源泉所得税等」という。)を徴収し、いずれも法定納期限までに納付していたところ、本件各源泉所得税等は国税通則法56条1項に規定する過誤納金(以下、単に「過誤納金」という。)に該当するとして、被控訴人に対し、これらに同法58条1項に規定する還付加算金(以下、単に「還付加算金」という。)を加算した金額の支払を求めた事案である。

- 2 原審は、控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人がこれを不服として控訴をした。
- 3 関係法令、前提事実、争点及びこれに関する当事者の主張は、次項に当審における控訴人の 主張を付加するほか、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」1ないし3に記載 のとおりであるから、これを引用する。

4 当審における控訴人の主張

控訴人は、本件各役員給与等7590万円について、本件各源泉所得税等2050万605 6円を徴収し、納付しているが、本来は、法人税として申告納税すべきところ、誤って納付したものであるから、錯誤により無効であり、過誤納金として支払を求める。

すなわち、控訴人としては、税制に関する知識の欠如により、会社や納税項目が異なっても、 全体として相応の納税をしていれば許容されると安易に考えていたため、本来なら、本件各役 員給与等の部分について、法人税の所得金額の計算において損金の額に算入せず、むしろこれ に見合う法人税を納付すべきところ、上記の考え方に従い、法人税の所得金額の計算では、損 金の額に算入し、これに見合う法人税は納付せず、本件各役員給与等に係る源泉所得税である 本件各源泉所得税等を納付したのであるから、錯誤により無効である。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、原判決を次のとおり補正し、次項において当審における控訴人の主張に対する判断を付加するほか、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」1及び2(原判決16頁12行目から19頁13行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

原判決 8 頁 6 行目の「別表 2」を「別表 2 修正」に改める(訂正部分は、「同表右上部の「⑥本件各源泉所得税等」欄にある「(③ - ④)」を「(④ - ⑤)」に、番号 2 の同欄にある「6 1 万 2 9 6 0 円」を「6 1 万 2 8 4 0 円」にそれぞれ訂正したことである。本件各源泉所得税等の合計額に変わりはない。)。

2 控訴人の主張に対する判断

控訴人は、本件各役員給与等7590万円について、本件各源泉所得税等2050万605 6円を徴収し、納付しているが、本来は、法人税として申告納税すべきところ、誤って納付したものであるから、錯誤により無効であり、過誤納金として支払を求める旨主張する。

その主張は、必ずしも明確ではないが、一般論として、源泉徴収に関する所得税は、飽くまで本来の納税義務者の所得税であり(所得税法183条1項)、源泉徴収義務者のそれではな

いところ、源泉徴収に関する法律関係にあっても、課税は私法上の法律関係を踏まえて行われるべきものと解されるから、納税義務者又は源泉徴収義務者の法律行為に錯誤があり(錯誤があったか否かの認定は慎重にされるべきものである。)、その経済的効果が喪失している場合には、課税されるべきではないとは言い得る(ただし、法定納期限の経過との関係や、経済的効果がいつまでに消失している必要があるかについて最高裁平成30年9月25日第三小法廷判決・民集72巻4号317頁参照)。

しかし、原判決が説示するとおり、控訴人は、本件各月分について、本件各役員給与等を現に支払っていたものであるところ(原判決の第3の1)、これは、所得税法28条1項が規定する給与等に該当するから、控訴人がこれらを支払う際、本件各役員給与等について本件各源泉所得税等を徴収し、国に対して納税する義務を負担していたことは明らかである(所得税法183条1項及び復興財源確保法28条1項)。すなわち、控訴人は、本件各役員給与等を現に支払っていたのであるから、本件各役員給与等に相当する額を法人所得として申告すべきではなく、控訴人が行ったとおり、本件各役員給与等に係る本件各源泉所得税等を徴収し、所定の時期にこれらを納付すべきであったから、控訴人が本件各源泉所得税等を納付したことは、法に従った適正な申告であって、錯誤等の瑕疵のあるものではないというべきである。

なお、控訴人の令和元年6月5日に開催された取締役会(甲1の17)において、4年間(平成26年1月1日から平成29年12月31日まで)に控訴人が支払った本件各役員給与等(7590万円)を自主返納することを決議したことが認められる。しかし、原判決も説示するとおり、その取締役会議事録の記載によれば、本件各役員給与等を自主返納する旨の決議は、本件各役員給与等の支払自体に当初から錯誤等の瑕疵があったことを理由としてされたものではなく、市川税務署により令和元年5月30日に更正通知書が届き、平成25年12月1日から平成29年11月30日までの4年間にわたり控訴人の売上が否認されたという事後的な事由によるものであることが認められるのであって、「自主返納」とされていることも考慮すれば、かえって、本件各源泉所得税等の納付について、その当時に錯誤等の瑕疵がなかったことを裏付けるというべきである(ちなみに、その決議のとおりに、役員らから本件各役員給与等の全額が控訴人に返納されたことを認めるに足りる的確な証拠もない。)。また、上記の取締役会決議が、既に確定している本件各源泉所得税等の納付義務の存否及び内容に影響を及ぼすというものでもない。

そして、本件各源泉所得税等の納付が過誤納金に当たらないことは、原判決が説示(第3の2)するとおりであり、控訴人のその他の主張を考慮しても、上記の認定判断は左右されるものではない。

第4 結論

以上によれば、控訴人の請求をいずれも棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第24民事部

裁判長裁判官 中山 孝雄

裁判官 遠藤 東路

裁判官 本多 哲哉